鹿沼市自治基本条例づくり

いいねぇ

自治のまち

鹿沼

鹿沼市自治基本条例を考える会：全体会議

条例づくりのきっかけ

市長のマニフェスト

→KANUMA　新・まちづくり実行プラン（2008～2011）

基本目標：「人の力を活かすまちづくり」

基本施策：協働のまちづくり

『市民と進める自治条例づくり』として位置づけ

条例の必要性・背景

○**自治体の自立**：地域分権の推進で、自治体の自己決定・自己責任ができるルール

▽行政の仕事も市民の協力なしでは成り立たない。

○**財政の制約**：財政が逼迫（借金の増加）→限られた財源を有効に→事業の優先順位、取捨選択の必要性による決め方のルール

▽行政が全てやるのではなく、市民が行うことができることは市民が行う。

○**住民意識の変化**：地域の事柄に積極的にかかわり意見を述べ、自分たちで決めたい→その事に関するルール

▽NPO・NGOなど市民がどんどん取り組みを進めている。

◎今なぜ、自治基本条例なの？
自治基本条例とはどんなこと。いま、なぜ自治基本条例が必要。

◎自治基本条例でどう変わるの？
自治基本条例が出来ると、どのように
私たちの生活に影響があるの。

時代の変遷とともに、社会が、住民の意識が、変化してきました。

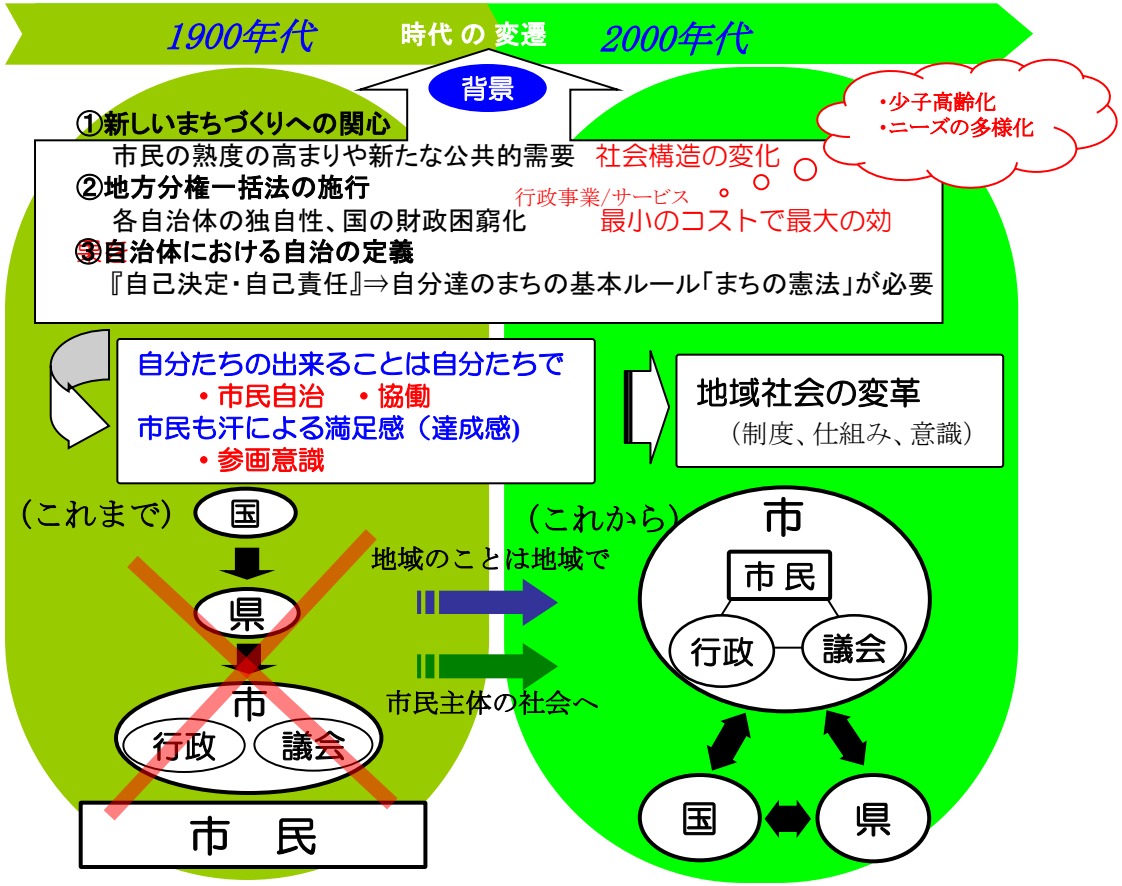

●**市民主体のまちづくりに変革してゆきます。**
（漢方薬のように時間をかけて効いてゆきます
・行政依存型　⇒**行政との協働（参画・行動）型に**
・市民の自主的活動を尊重し、市民の力が
発揮できる⇒**行政側のサポート体制が整う**

●**市民のより安全・安心・幸福の願いが叶い**
市政が更に発展してゆきます。
・まちづくりの将来像が描け、基本方針が安定的
なものになる
・市政に関心を持ち、能動的市民が誕生してゆく

自治基本条例

市民の安全安心な暮らしの確保と将来に向けたまちづくりの実現!!

鹿沼市の取り組みの全てがここからスタート…

H20. 12　政策会議　　条例づくりの基本方針、体制、進め方を決定

☆☆基本方針☆☆
「市民の手づくりによる条例づくり」
…市民が主体となり、会議運営ができる体制作り
委員の構成：メインは公募市民、これまでの各種団体の選出はしない。
委員会運営：事務局も公募市民委員で行う。

結果、「鹿沼市自治基本条例を考える会」を組織
公募市民37名の応募と学識経験者　＜作新学院大学沼田教授：自治条例のゼミ＞
議会代表3名　＜議会基本条例策定との連携＞

…庁内体制：支援委員会→「考える会」のサポートと考える会全体会議への積極参加

…担当所管：自治会（連合会）、NPOの業務を所管し、市民協働を所管する担当の設置
新たな担当の提案⇒「市民活動支援課まちづくり推進係」を設置

主な経過 ≫≫≫≫≫

H21. 4	市民部に市民活動支援課まちづくり推進係を設置
. 6	調整会議・政策会議　鹿沼市自治基本条例を考える会設置要綱決定
. 8	市長記者会見：自治基本条例（案）づくりと委員募集
. 9	広報かぬま：委員募集と自治基本条例学習会開催のお知らせ
. 10	自治基本条例学習会　講師：東洋大学　沼田教授（当時、作新大学教授）
. 11	委員委嘱と第1回会議
.12	役員と事務局選定、「市民手づくり」の条例づくりを説明
H22.1	部会設置の検討：市民・行政・協働部会
	▽グループ討議：「どんなまちにしたいか？」
	：「鹿沼市の悪い・劣る・改善したいところ、弱点・苦手なもの」
	：「鹿沼の良いところを探そう（資産・資源・守りたいもの）」
～3	：「自治とは何か」
	かぬま市民協働まつりで条例作りPR

主な経過 ≫≫≫≫≫

H22. 6	市民、行政、協働の3つの部会を編成
. 7	かぬま市民活動見本市inふらっと でPR
. 8	千葉県流山市視察　ポイント:PI活動による市民との意見交換状況
. 11	市長へ中間報告
H23. 3	かぬま市民協働まつりでのPR、とちぎテレビ番組取材
. 4	骨子(案)作成　　市民との意見交換会を行う土台
. 5	意見交換会に向けた勉強会　議会全員協議会で説明　部長会議で説明
. 6	市民との意見交換会スタート
. 7	鹿沼ケーブルでのPR番組4週連続放送、市内循環バスでのPR まちかどアンケート 自治のまち鹿沼を考えるつどい　≪意見交換会のフィナーレ≫

NPO団体と

市内4高校の高校生と

主な経過 ≫≫≫≫≫

H23.9	市民との意見交換会での意見分析
.10	条例(案)づくり最終調整
.11	条例(案)を市長へ提出
H23.11～12	パブリックコメントの実施
H24.1	例規審査会、議案作成
.3	3月議会で制定
H24.4	4月1日より施行

鹿沼市の自治基本条例の特徴

○最高規範としての位置づけ
○理念条例
　鹿沼らしさ（風土・文化）を反映した条例
　シンプルでわかり易い条例
　使い勝手の良い条例

条例内容の特徴

★「市民自治を原則に、協働のまちづくり」
★「いざというときの助け合い、支えあい」
　（3.11東日本大震災を経験して）
★まちづくりに向けた、自分自身の学び
　など「人づくり」
★まちづくりへの「こどもの参加」
★住民投票：市民参加の1つの手法

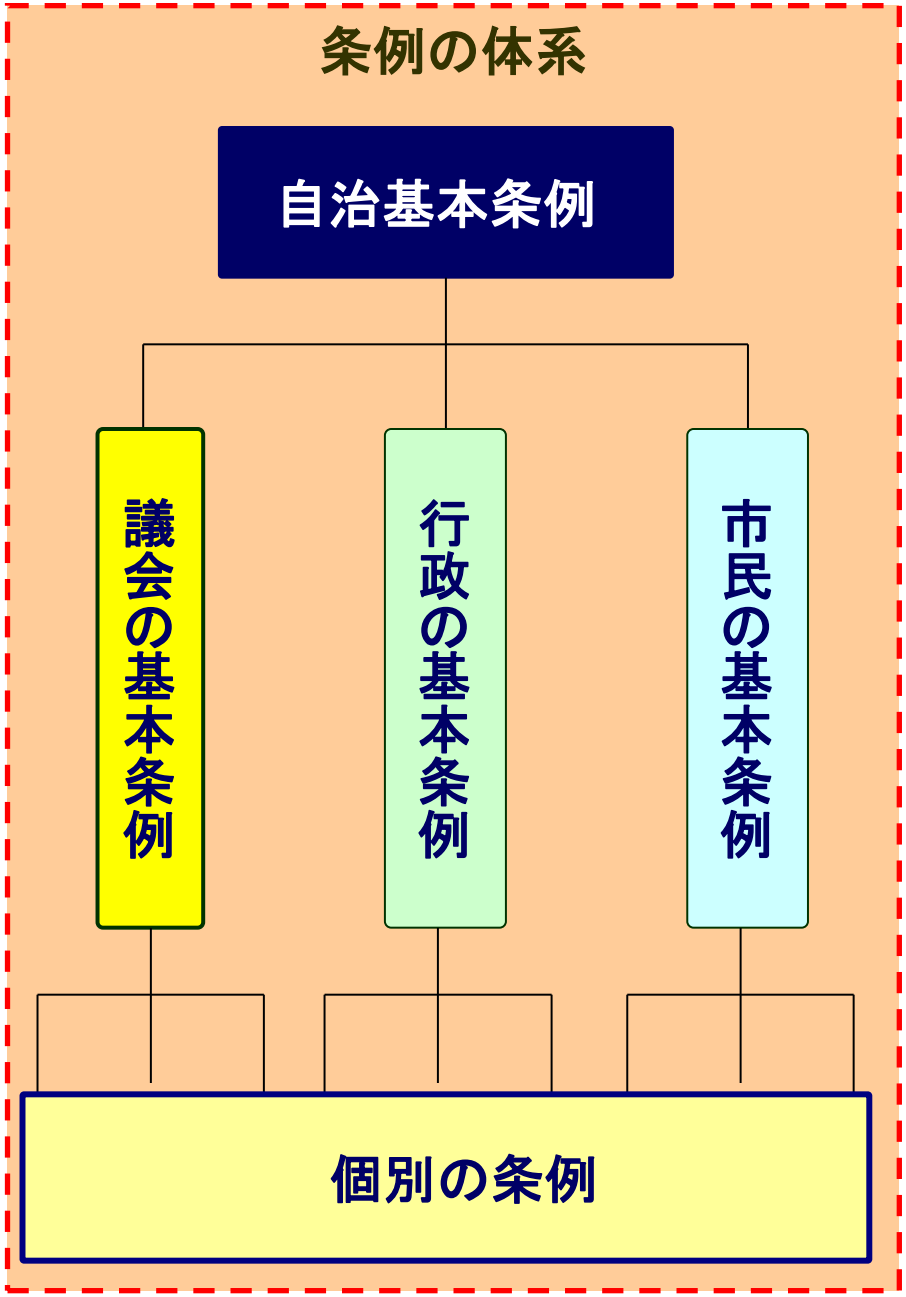

条例案づくりの特徴

★★全て市民が中心★★

〇委員のまちづくりなどへの思いを条例に

〇委員は、公募の市民委員が中心 （その他、議会代表3名、大学教授1名）

〇市民委員が事務局：全体会議運営も、部会運営も自分たちで！

資料作り、PRパンフレットづくり

〇市民・協働・行政部会での徹底討論

〇鹿沼ケーブルテレビでのPR番組づくり、循環バスでのPR

〇市民の巻き込みに配慮：市民との意見交換会

（中学生・高校生・自治会・各種団体・NPOなど）

〇作新学院大学沼田ゼミ生も、白鴎大学学生も参加

市民との意見交換、
まちかどアンケート

〇意見：1,718件
〇参加人数：505人

☆☆行政は…

〇支援委員会でサポート

メンバー：業務から「法令」、「企画」、「財政」などの担当者

：募集で参加した職員、まちづくり推進係職員

サポート内容：業務上のデータなど資料提供と説明

条例制定後の条例活用

☆市政運営、まちづくりの基軸
- ●国・県の法令や条例、施策などと本市の方向性との照らし合わせ
- ●本市の個別条例の制定、見直しの際の基準

☆条例による新たな動き
- ●各分野における計画・制度づくり、事業実施へのより一層の市民参加
- ●市民提案のしくみづくり
  「まち変ふらっとフォーム事業」「市民協働モデル事業」
- ●各地区課題への弾力的な事業実施と予算運用
  「モデル地区アイディア会議」
- ●こどもたちも巻き込んだまちづくりの展開
  「高校生アイディア会議」